

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により届出があった大規模小売店舗について佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

令和4年12月23日

佐賀県知事 山口 祥義

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称： ツルハドラッグ開成店

所在地： 佐賀県佐賀市開成五丁目9番32号

### 2 届出の内容

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

### 3 意見の概要

意見なし

### 4 意見書の縦覧

#### (1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

#### (2) 縦覧期間

令和4年12月23日から

令和5年1月23日まで